

【インド最大のBtoBオンライン展示会】

tradeindia.com
India's largest B2B Marketplace

Tradeindia

出展支援プログラム 募集要項

ジェトロ EC・流通ビジネス課
2020年11月27日

[お申し込みはこちら](#)
※締切：12/23(水)17:00

ジェトロは、日本製品の販売促進を目的とする「BtoBグローバルECプログラム」を通じて、輸出拡大を支援しています。この度、上記の一環として、インド発BtoBオンライン展示会「Tradeindia」への出展者を募集します。ぜひ、お申し込みをご検討ください。

Tradeindia 出展支援プログラム

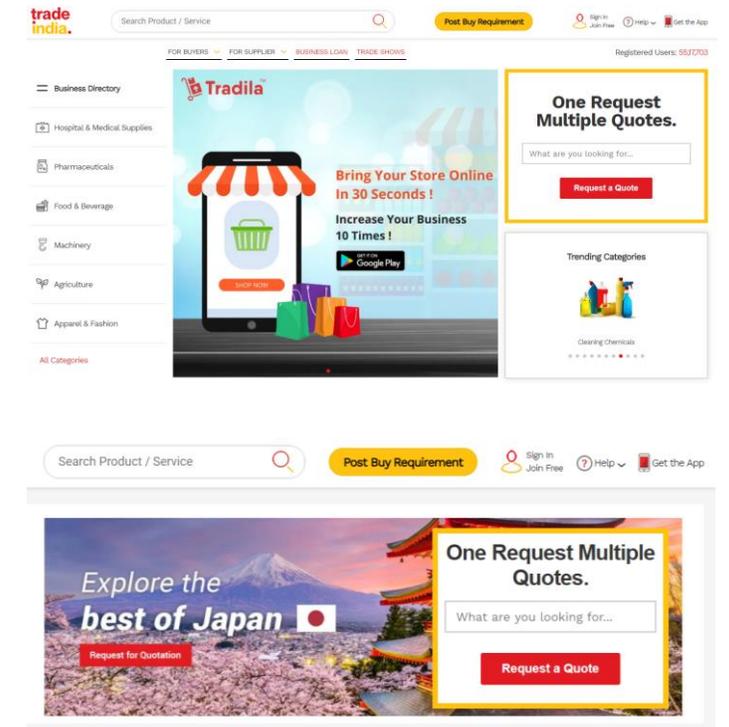
主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
事業内容	BtoBオンライン展示会（ Tradeindia ）への出展およびプロモーション支援
出展形式・期間	オンライン出展・各社ページ掲載から約1年間
対象者	日本企業（大企業、中小・中堅企業） ※P.6「出展要件／審査項目」を要参照
対象分野	全37カテゴリー（詳細は こちら ）※Tradeindiaの取扱品目に限る
出展料金	【中小・中堅企業】70,000円（税込）／【大企業】170,000円（税込）
定員	50社程度
対象地域	インドを中心に世界各国・地域

1. Tradeindiaとは

- Tradeindiaはインド最大のBtoBオンライン展示会です。
1996年の開設以来、500万を超える登録ユーザー数、月間560万以上のビジター数を誇ります。

主催者	Tradeindia (https://www.tradeindia.com/)
対象分野/商材	全37カテゴリー（詳細は こちら ）
売れ筋分野	機械・部品、自動車及び自動車アクセサリ、家電製品、電子機器および電気用品、既製服、家庭用品 等
バイヤー数	約500万
バイヤーの国・地域	インド（65%）、その他（35%）
強み/魅力	<ul style="list-style-type: none">• 1990年創業/1996年開設、多岐にわたる業種展開。• 月間560万人以上のユニークビジター数

trade
india.



2. 出展料金

中小・中堅企業 ※	大企業
70,000円（税込）	170,000円（税込）

※中小・中堅企業の定義

中小・中堅企業料金は、以下に定める日本国内の中小・中堅企業に適用します。

・中小企業

「中小企業基本法」の定義に基づきます。右表のうち、**資本金基準・従業員数基準のいずれかを**充たす法人を中小企業とします。

中小企業料金にてお申込みいただけるのは、同法に定める日本国内の中小企業*に限ります。

詳細については、中小企業庁のホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

・中堅企業

中小企業者以外で、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ（構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業の利益となる事業を営む者）を指します。

(注) * 個人事業主も含まれます。

** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。

「中小企業基本法」による中小企業の定義

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または 出資の総額	従業員基準 常時雇用する 従業員の数**
製造業、建設業、輸送業、 その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

3. サービス内容

- 以下サービスが出展料金に含まれます。

1. 企業・製品ページ作成代行（主催者が作成を代行します）

- 企業・製品紹介ページの作成代行 ※1製品～10製品
※お申し込みフォームをご提出いただいた方に、2～10製品目の追加登録フォームをご案内します。
- ページ完成後、ご自身で製品の追加登録や修正が可能です。

2. プロモーション支援

- 日本特集ページへの掲載
- バナー広告等の掲載（予定）

3. その他

- サイト内リスティング広告、チャット、無料通話などのサービス・機能等
（※詳細はジェットロ限定プラン「[Premium Sellers](#)」参照）
- バイヤーからの引き合い案件への商品提案機能（「[Buy Leads](#)」）
- ダッシュボード機能（マイページ内でビジター数、問合せ数、見積状況等のレポートを確認可）
⇒ [マイページ画面サンプル](#)参照
- アカウント運用の問い合わせ窓口（英語のみ） 等

★その他、貿易実務に係る質問・相談等はジェットロのサービスもご利用可能です。

4. 出展要件／審査項目

申込内容について、ジェトロと展示会主催者（Tradeindia）が以下に沿って審査を行います。

【出展要件】

- 日本企業であること。※代理店、商社、個人事業主も出展可。
- 出展期間を通して、積極的に輸出拡大に向けて取り組むこと。
- 主催者や海外バイヤーからの問い合わせ、オンライン商談などに**英語で対応可能**であること。
※商談時に通訳が必要な場合は各社の責任においてご手配ください（ジェトロは手配しません）。
- 展示会の取扱製品を出展すること。募集締切時点で出展可能な商品を有していること。
- 申込フォーム内の必須項目（別添参照）に回答できること。ロゴおよび1製品あたり5枚の高画質な画像を用意できること。
- 本事業実施にあたり、必要となる企業・製品・その他情報をジェトロおよび主催者の求めに応じて提供できること。
- 本事業全体の成果につき对外公表に同意できること（企業が特定される情報を開示することはありません）。
- **月次報告書***を提出すること。ジェトロからの商談進捗状況確認に協力すること。
*月次報告書の様式はジェトロが指定します。
- 成約および成約見込状況（見積書提示のバイヤー名、製品名、見積金額、進捗等）を提出いただきます。ジェトロの定める期限内に、報告書をご提出いただけない場合、ジェトロの支援を中止するとともに今後の事業参加をお断りする可能性があります。
- 本募集要項に定める事項に同意すること。

【審査項目】

- 輸出経験がある等、積極的に海外販路開拓に取り組むことが期待できること。
- 英語による商談に対応可能な担当者が複数人いる等、本事業参加に係る運営体制が整っていること（現地代理店での対応も含む）。
- 過去、ジェトロまたは主催者との間で、参加料金の未納、報告書・アンケート未提出等トラブルがないこと。

5. ご利用いただける割引

- **【ジェットロ・メンバーズ割引】**

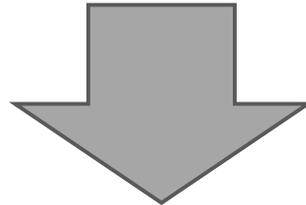
- 対象：ジェットロ・メンバーズ会員
- 内容：会員特別特典として出展料金の最大10%を割引します。
- ※ただし、会員1口につき年会費 ¥ 70,000(消費税除く)を年間割引額の上限とします。
- お申込み方法：詳細は[こちら](#)をご参照ください。既に会員の方は改めてのお申し込みは不要です。
- お申込み締切：2020年12月23日（水）17:00
- ※上記期日後にジェットロ・メンバーズへ加入された場合は、割引の対象外となりますのでご注意ください。

- **お問い合わせ**

- メンバー・サービスデスク（会員サービス班）
- フリーダイヤル：0120-124-344（平日 9:00～12:00, 13:00～17:00）
- 通常ダイヤル：03-3582-5176 Fax：03-3582-4572
- E-mail：jmember@jetro.go.jp
- ※上記はジェットロ・メンバーズに係る問い合わせのみ可能です。本プログラム（Tradeindia出展支援プログラム）の内容に関するお問い合わせは[こちら](#)にお願いします。

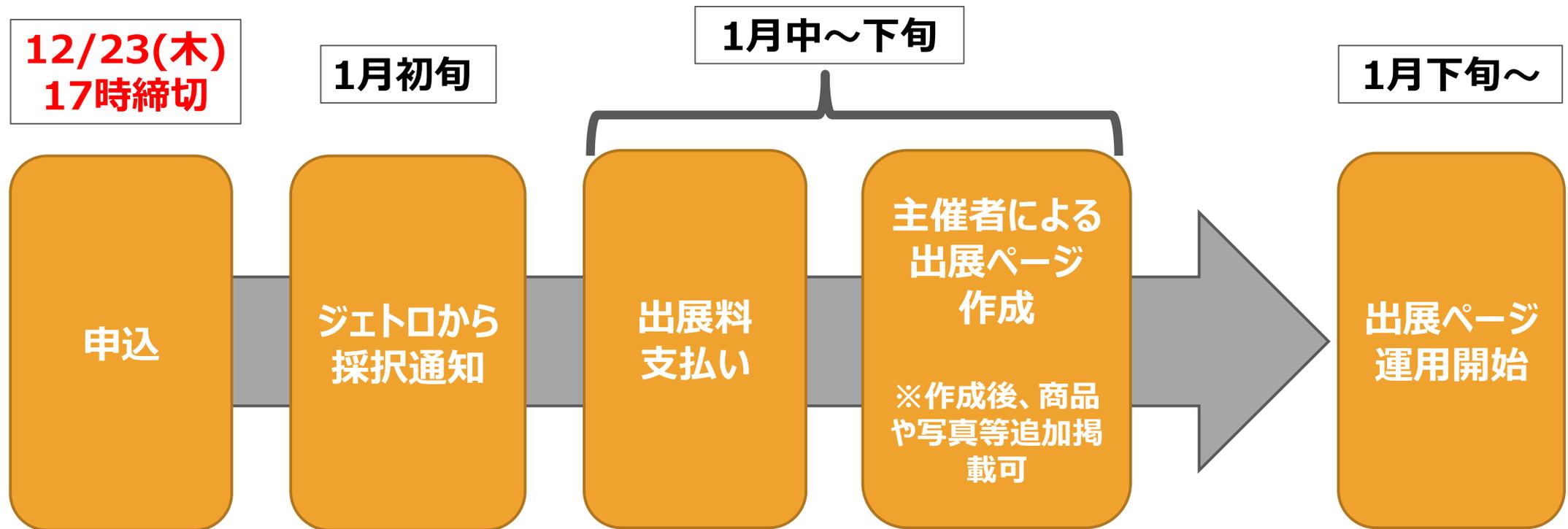
6. 申込方法（WEB申込み）

- **【申込締切】12月23日（水） 17:00（日本時間） ※厳守**
- [公募ページ](#)から「お申込みフォーム」をご提出ください。
- ※提出後、一両日中に登録完了通知のメールが届きます。
- 同メールが届かなかった場合は、[お問い合わせフォーム](#)よりご連絡ください。



- 提出内容に不備がないことをジェトロが確認した時点で、お申込みが完了します。
- ※お申込みフォームへのご記入内容は、審査等のため展示会主催者に共有します。

7. 申込～出展の流れ (予定)



※ご不明点は[お問い合わせフォーム](#)よりお問合せください。お問合せ前に、[「よくあるご質問」](#)もご確認ください。

8. 出展要綱

1. 出展者の資格

- (1) 我が国の企業であること。商社、代理店、個人事業主を含む。
- (2) 前項に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なる等により本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、出展者の資格を有しないものとします。
- (3) 主催者（Tradeindia）の定める規則を遵守すること。
 - ・ Tradeindia 出展規約（Rules and Regulations）
<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/dnb/2020/tradeindia/RulesandRegulations.pdf>

2. 出展物

- (1) 出展物は、ジェトロが定める「募集要項」の対象品目に限ります。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (b) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - (c) メーカー等から海外への販売等に関する許可を得ていない物
 - (d) ジェトロまたは主催者が不適当と判断する物。
- (2) 出展製品が、我が国外国為替および外国貿易法等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合は、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得するものとします。

3. 出展料金

- (1) 出展料金は、本「募集要項」で定めます。
- (2) 出展料金には、展示会（Tradeindia）への出展料金（約1年間）が含まれます。
- (3) 前項(2)で明示していない経費は、全て出展者負担となります。

4. 出展の取り決め

- (1) 出展申込は、所定の期日までに本「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (2) ジェトロ及び主催者による出展審査を行います。不採択の理由は回答できません。
- (3) 出展料金は原則として日本において、円貨で支払うものとします。
- (4) 出展料金の払込みは所定の期日までに支払うものとします。

5. 出展承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェトロは、出展者が出展者の資格を有しないことが判明した場合、出展の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。この場合、出展料金は一切返金できません。併せてジェトロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロが当該出展に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限られない）を請求します。但し、出展者は出展の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェトロにこれを賠償請求できないものとします。
- (2) ジェトロは、出展者が本要綱に違反した場合、催告なしに、出展の承諾、取り決めを解除することができるものとします。これによって生じる損害についてジェトロは、賠償請求できるものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 出展を取りやめたい場合は、速やかにジェトロのこちらのメールアドレス宛にご連絡ください。
(DNB-project8@jetro.go.jp)
- (2) ジェトロによる採択決定※後にご連絡いただいた場合、出展料金の100%をお支払いいただきます。出展料金の返金はできません。

※「ジェトロによる採択決定」は、ジェトロから出展者へ採択をメールで通知した時点とします。

7. 事業の中止等

- (1) ジェトロは次号等の場合、本事業の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェトロの責任に帰することの出来ない事由により Tradeindiaの利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難になった場合
 - ② 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
 - ③ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしての事業実施が不適当もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、ジェトロは事情に応じて出展料金の精算、追加経費の出展者負担等についてすみやかに定め、出展者はそれに従うものとします。

8. 出展要綱

8. 定めのない事項の発生

- (1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、又は主催者が新たな事項を定めた場合、ジェットロはその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、ジェットロはすみやかに出展者に通知するものとし、出展者はジェットロの決定した対策に従うものとします。

9. 反社会勢力の排除

- (1) 出展者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行う予定があること。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

- イ 暴力的な要求行為。
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。
- ホ 前各号に準ずる行為。

- ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出展者が前項9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、出展の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出展者からの出展料金等の償還請求には応じられません。

- (3) 前項9.(2)の定めに基づき、ジェットロが出展の取り決めに解除した場合、出展者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。

- (4) 上記9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出展者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

10. 免責

- (1) ジェットロは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェットロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切その責任を負いません。また本事業で使用するTradeindiaは主催者によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、ジェットロは一切その責任を負いません。
- (3) 7.「事業の中止等」及び8.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる出展者の損害及び不利益等について、ジェットロは一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によってTradeindiaへ出展できなくなった場合も、ジェットロはその責任を負いません。
- (4) 「募集要項」および出展要綱に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとします。
- (5) 本事業は、Tradeindiaに一定期間参加するものですが、全体事業スキームは変更になる場合があります。
- (6) Tradeindia上での掲載方法および掲載時期はジェットロおよび主催者が決定します。

11. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. その他

- (1) 出展者はTradeindiaにおけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- (2) 本事業実施にあたり、審査時等に必要となる出展者の企業・製品情報を主催者に共有します。

お問い合わせ

ジェトロ デジタル貿易・新産業部

EC・流通ビジネス課 BtoB班

(那須川・日下部・長谷 (ながたに))

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、在宅勤務を導入しています。恐れ入りますが、ご質問は以下お問合せフォームをご利用ください。電話またはメールにて、順次回答させていただきます。

[よくあるご質問](#)

※お問い合わせ前にご覧ください。

[お問い合わせフォーム](#)